○法務省告示第二百七十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
市橋精機工業株式会社	愛知県一宮市奥町字三出百十一番地の三	機械加工

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十四年七月二十八日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社守山金型製作所	滋賀県守山市勝部四丁目一番六号	金属加工

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十四年十月十六日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百七十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社西垣	奈良県大和高田市大字野口六百九十八番地の一	被服製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十四年十月十六日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
河本食品株式会社	和歌山県日高郡みなべ町気佐藤三百六十七番地一	食品加工

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十四年十月十六日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百七十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
田中工業株式会社	奈良県生駒市上町千二百七十一番地の一	電子機器製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十四年十二月二十八日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百八十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
ハイテクウツド株式会社	秋田県山本郡三種町鵜川字八幡台百二十六番地	木材加工

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十四年十二月二十八日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百八十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社ソフィアプランニングコーポレーション	東京都葛飾区白鳥三丁目十一番十七号	靴型紙製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十五年二月八日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百八十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子